

# 診療録（カルテ）等の開示申請について

国保水俣市立総合医療センター

当院では、診療録の開示を行うにあたり、患者様の大切な個人情報の観点から、申請手続きを定めております。

## 1. 開示可能な診療情報の範囲、内容、方法

当院で作成した診療のために残存する診療録、各種検査、画像検査（画像データ）、その他診療に関する記録等とし、複写物（但し画像データはCD-R）でのお渡しとなります。

※当院以外で作成された文書・記録は対象外となります。

※法定保存年限を超えたものについては、破棄済みで存在しない場合があります。

## 2. 開示申請ができる方

- ①患者様本人（成人者）
- ②患者本人（15才以上の未成年者）
- ③法定代理人（親権者、後見人等）
- ④患者様のご遺族、相続人※
- ⑤任意代理人（弁護士、保険会社を含む）

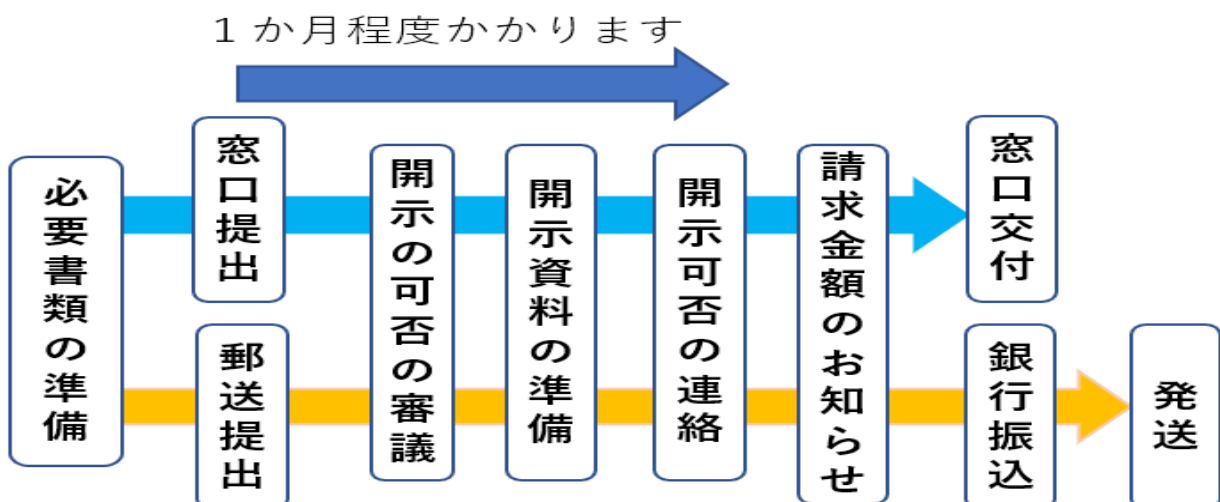
※診療情報の開示は、相続関係その他の権利関係を判断又は確定するものではありません。これに起因して生じた紛争について、当院は一切の責任を負いません。当院は、提出された戸籍、遺言書その他の資料について、その真正性又は法的有効性を判断する責任は負いません。

## 3. 開示に係る料金

項目	金額	備考
開示手数料	1回につき 2,200円	不存在証明書を含む
紙（A4）片面・白黒のみ	1枚につき 10円	
CD-R（画像データ）	1枚につき 1,100円	
郵送料	返信用のレターパックプラスをご準備ください。	ゆうパックの着払いも可能（運送業者の指定不可）

※廃棄などで提供不可の場合、不存在証明書の発行が可能です。（開示手数料に含まます）

### 【開示の流れ】







## 5. 開示できない場合

第三者の利益を害する恐れ、患者様本人の心身の状況、名誉を著しく損なう恐れがある場合その他、開示すべきでない理由が存在するときは、開示ができません。

### ※未成年者に関する取り扱い

未成年者の診療情報であっても、親権者又は法定代理人からの申請であれば無条件に開示されるものではありません。開示の可否は民法第820条に定めるこの利益及び個人情報保護法の趣旨を踏まえ、患者様本人のプライバシー保護の観点から判断し、必要に応じて、全部または一部を不開示とする場合があります。

### ※死亡した患者様（故人）に関する取扱い

死亡した患者（故人）の診療情報の開示は、相続関係その他の権利関係を判断又は確定するものではなく、相続人であることのみをもって無条件に開示されるものではありません。開示の可否は、当院の定める手続き及び審査により判断します。これに起因して生じた紛争について、当院は責任を負いません。また、当院は、提出された戸籍、遺言書その他の資料について、その真正性または法的有効性を判断する責任を負いません。

## 6. その他注意事項

- ・ 電話での申請や、電話での診療内容に関する問い合わせには対応できません
- ・ 診療録の開示には、1か月程度の時間をいただきます。
- ・ 開示申請の受付後、途中でキャンセルをされても開示手数料は発生します。  
また、既に作成済みの書類、写しなどの費用は請求させていただきます。
- ・ 開示決定の通知後、3か月以内に受け取りが無かった場合、開示を受ける意思がないものとみなし、開示申請が無効となり、関係書類は破棄します。破棄する際の連絡等はいたしません。
- ・ 開示希望の期間が長期にわたる場合など、相当枚数になる可能性があり、費用が高額となる場合があります。請求に基づき開示しますので、一部のみをお渡しすることはできません。
- ・ 電子カルテの印刷の都合上、診療記録内容を含まないページが含まれる場合がありますが、あらかじめご了承ください。一部ページの除外などは対応しておりません。

## 7. 連絡先

国保水俣市立総合医療センター地域医療支援センター TEL 0966-63-2101